## 仙台赤門短期大学 教授会規程

### (趣旨)

第1条 この規定は、仙台赤門短期大学学則第37条第2項の規定に基づき、教授会に関する必要な事項を定める。

### (組織)

- 第2条 教授会は学長、専任の教授及び准教授をもって組織する。
- 2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、教授会に専任の講師及び助 教を加えることができる。

### (教授会の運営)

- 第3条 教授会は、原則として月1回学長の招集により開催し、学長が議長となる。
- 2 学長に事故があるときは、あらかじめ学長が指名する者が議長となる。
- 3 教授会の定足数は構成員(休職者を除く)の3分の2とする。
- 4 教授会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 5 教授会が必要と認めたときは、構成員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

#### (教授会審議事項)

第4条 教授会は、次に掲げる事項を審議する。

学長が決定するにあたり、教授会として意見を述べる事項

- (1) 学生の入学、卒業に関すること
- (2) 学位の授与に関すること

教育研究に関して、学長の諮問に応じて意見を述べることができる事項

- (3) 教育課程に関すること
- (4) 学生の厚生、補導に関すること
- (5) 教員の任用に伴う教育研究業績等の審査に関すること
- (6) その他、教育研究に関する重要事項

#### (庶務)

- 第5条 教授会の事務は、短期大学の事務長が行う。
- 2 教授会は議事録を作成し、保存する。
- 3 教授会の審議結果は、理事長に報告する。

# (雑則)

第6条 教授会のもとに、必要に応じて特定の課題を検討する諸種の委員会を設けることができる。委員会は、専任教員から適任者を選んで構成し、委員会の検討結果は教授会に報告し、教授会にて審議される。

2 この規程に定めるものの他、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

# (改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の審議を経て、理事会で議決する。

# 附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。